

## 広報支援事業について（消費者向けチラシ配布の代替方法）

各販売事業者から、消費者に対して、兵庫県の助成事業内容を周知する方法として、以下のような方法を明示しておりました。

- (1) 県の広報チラシを各消費者に配布（原則としてこの方法による）
- (2) 各消費者あてにチラシの内容をメール等で通知

このうち、(1)の方法については、「①8月初頭の検針時には間に合わないこと」に加え、昨今の「スマートメーター等による検針」や「葉書等での請求」等も実施状況から、別途これらのチラシを消費者宅等に配布することは、「②膨大な手間や経費がかかること」から、対応が難しい状況の事業者様もあります。

また、(2)の方法については、「③消費者への連絡ツールとしてメールを使っていない」事業者様もあります。

よって、上記(1)及び(2)での対応が困難であるとの意見も寄せられております。

そこで、「(1)のチラシ配布」に代わる方法として、さらに以下の「(3)」によることも可とします。

- (3) 請求書(請求葉書等)等の「広告欄」等に、次の1)～3)の内容のすべてを記載するなどにより、消費者がWEB上で事業広報(チラシ内容)が閲覧できるようにすること

※請求書に記載の場合、当該検針月の兵庫県助成による値引き額の明示とは別に記載のこと。

- 1) 兵庫県が8月～10月検針分の負担軽減事業を実施すること
- 2) 詳細はHP等に記載していること
- 3) チラシのデータを閲覧できるアドレスやQRコード等

### 【広告欄等での記載(例)】(8月検針分請求時等)

※チラシ配布の代わりに、以下のような内容の別紙を配布、もしくは請求書に貼付等でも可

兵庫県では、LPガス料金の8月～10月検針分について負担軽減のための助成事業を実施します。

事業の詳しい内容は、HPをご覧ください。

[https://www.hyogolpg.or.jp/info/futankeigen\\_008.pdf](https://www.hyogolpg.or.jp/info/futankeigen_008.pdf)



左記の協会アドレスには、兵庫県のチラシの内容を掲示しています。

注) 上記記載の「HPアドレス」及びQRコードは、当協会のHP閲覧用です。

当協会のHPの掲示からチラシデータを取得し、貴事業所のHPで閲覧できるようにしていただくことも可能です。(QRコード記載も可)